

大阪府広域路線バス車両購入費等補助金交付要綱

（目的）

第1条 府は、大阪府内の広域ネットワークを形成するバス路線を確保・維持するため、車両購入等に要する経費の一部について、大阪府広域路線バス車両購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義等）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「活性化法」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）をいう。
- （2）「地域公共交通計画」とは、活性化法第5条第1項に規定する計画をいう。
- （3）「協議会」とは、活性化法第6条第1項に規定する協議会をいう。
- （4）「補助対象系統」とは、複数市町村を跨ぐバス系統と、それに接続している支線系統で、市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載された系統をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助対象事業者は、協議会での議論を経て、地域公共交通計画を作成した協議会及び道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を営業者（定期観光運送（道路運送法施行規則第十条第一項第一号イに規定する定期観光運送をいう。）のみを行う者を除く。）であつて、当該事業に使用する車両の使用の本拠の位置が府内にあり、かつ当該車両を府内の営業所に配置している者。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象は、大阪府内の市町村を含む複数市町村を跨る系統を運行する路線バス等の車両購入費等であり、次のイからニまでの全てに適合する車両（新車に限る。）とする。

- イ 補助対象期間中に新たに購入等（契約行為）を行い、代金を支払い、自動車検査証を交付（登録）されたもの。ただし前年度（本要綱施行年度以前を除く）に購入した車両であっても、支払いの完了及び運行の開始が補助期間内である場合は補助対象とできる。
リース契約に基づく車両については、補助対象期間を含む契約に基づき使用する車両のうち、リース契約の履行期間開始日が本要綱施行年度以降の車両を補助対象とする。
- ロ 当該車両の取得に関し、収支改善計画を策定していること。
- ハ 補助対象系統の運行の用に供するもの。ただし、過去に複数市町村を跨ぐバス系統として運行していたが、一部区間の休止により、現在単独市町村内を運行しており、かつ鉄道駅に接続している系統は対象とする。

ニ 地上から床面までの地上高が 65 センチメートル以下、かつ乗車定員 11 人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの。

- ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
- ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
- ③ 小型車両 (①及び②の類型に属さない、長さ 7 メートル以下かつ定員 29 人以下の車両)

ただし、ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成 27 年 7 月 2 日付け国自技第 75 号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前にその理由を記載した書類を提出すること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）に 4 分の 1 を乗じて得た額以内とする。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、知事に対し、その定める期日までに、大阪府行政オンラインシステムを利用することにより、第 1 号様式による補助金交付申請書を提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者が大阪府行政オンラインシステムを利用することが困難である場合にあっては、郵送により申請することができる。

(補助金の交付の決定及び通知)

第 7 条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助事業者に対し、第 2 号様式による交付決定通知書により通知するものとする。

2 知事は、補助金の不交付を決定したときは、第 3 号様式による不交付決定通知書により通知するものとする。

3 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による交付の決定をした補助事業者に係る情報のうち、当該事業者の名称等に関する情報を公表することがある。

(交付の条件)

第 8 条 規則第 6 条第 2 項の規定により、知事が付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 14 条に定める実績報告の申請までに、補助対象系統が通過する市町村が地域公共交通 4 ブロック会議に出席していること。
- (2) 以下のうち 2 つ以上に該当していること。
 - ① 令和 5 年度以降に補助対象系統が通過する市町村の域内で、利用者減少や運転士不足が原因によるバス路線の休廃止が行われていること。
 - ② 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条に規定する交通空白地の解消を目的と

した自家用有償旅客運送（バス）を実施していること。

- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域であること。
- ④ 鉄道駅利用圏（鉄道駅の半径 800 メートル圏内）の外に住んでいる人口の割合が当該市町村の総人口の 3 分の 2 以上であること。
- ⑤ 75 歳以上の人口割合が当該市町村の総人口の 20%以上であること。

なお、補助対象系統が、2 以上の市町村を通過する場合は、通過する自治体ごとに該当しているかを判定し、一部条件を満たさない自治体がある場合は、その相当分を補助対象経費より除外することとする。

（補助金の交付の申請の取り下げ）

第 9 条 補助金の交付の申請を取り下げようとする補助対象事業者は、第 7 条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に、第 4 号様式による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（軽微な変更）

第 10 条 規則第 6 条第 1 項第 2 号の知事の定める軽微な変更は、補助金の額に係わらない内容の変更とする。

（申請内容の変更）

第 11 条 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当するときは、知事に対し、第 5 号様式による変更承認申請書を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定に該当するときは、第 6 号様式による中止承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による申請書の提出があったときは速やかに審査を行い、交付決定の変更又は中止の承認を行う場合は、第 7 号様式による変更・中止承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第 12 条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、知事は、第 8 号様式による事情変更による交付決定取消・変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況等について、知事から求めがあったときは、指定する期日までに第 9 号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 12 条の規定による報告は、知事が別に定める期日までに、大阪府行政オンラインシステムを利用することにより第 10 号様式による実績報告書兼請求書を知事に提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとするものが大阪府行政オンラインシステムを利用することが困難である場合にあっては、郵送により申請することができる。

(補助金の額の確定通知及び交付)

第 15 条 知事は、規則第 13 条の規定により、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに第 11 号様式による額確定通知書により補助事業者に対し通知するとともに、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者が規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき、本要綱の規定に違反したとき、事業を継続できなくなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。ただし、補助事業者が補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。
- 3 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した理由を第 12 号様式による交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助対象事業に関する書類を、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分制限)

第 18 条 補助事業者は、導入した補助対象車両についての台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って運用しなければならない。

- 2 導入した補助対象車両を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換又は貸し付けしようとするときは、あらかじめ知事に報告するものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象車両の納車日から起算して 5 年経過以前に取得財産等を処分しようとするときは、第 13 号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時

から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を府に納付させることができる。

(調査等)

第 19 条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、補助事業者はその調査等に応じなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付申請後、規則第 2 条第 2 号イからハのいずれかに該当することとなった場合は、速やかに第 1 号様式（別紙 4）による該当事項届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

1 この交付要綱は、令和 8 年 10 月 22 日から施行する。